

南海トラフ巨大地震に伴う 徳島市津波避難計画（最終案）の概要

第1章 総則

<計画の目的>

- 南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波に備えて、避難対象地域、緊急避難場所や避難路の指定、津波警報・注意報等の情報収集・伝達等の基本的事項を定めることにより、住民の迅速かつ適切な避難行動の実施を図り、津波被害の軽減に資する。
- 住民や各地域の町内会、自主防災組織等が地域における避難対策を検討する上での指針とする。

<計画の修正>

津波浸水想定区域の変化、指定緊急避難場所、避難路等の環境変化等により、必要があると認められるときは、これを修正する。

第2章 津波避難対策の検討

<津波浸水想定区域の設定>

平成24年10月31日に徳島県が公表した「徳島県津波浸水想定」に基づき設定。

<避難対象地域の指定>

- ・避難指示等を発令する際の対象となる地域。
- ・安全側に立って津波浸水想定区域より広めに指定。

<避難困難地域の検討>

- 津波到達予想時間の設定
マリニピア東端で初期水位+20cmの水位変化が生じる時間の「41分」を設定。
- 避難目標地点の設定
避難対象地域外に避難目標地点43か所を設定。
- 避難路・避難経路の指定
避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路32路線を指定。
- 避難の方法
避難方法は、原則徒歩とする。
- 避難可能距離（範囲）の設定
津波到達予想時間と歩行速度などから避難可能距離（範囲）を設定。
 - ・津波到達予想時間 …………… 地震発生後41分
 - ・避難開始時間 …………… 地震発生から10分後
 - ・歩行速度（自力のみで行動できにくい人）…………… 0.8m/秒（48m/分）
 - ・避難の道のりを避難可能距離（範囲）に変換するため1.4で除す。これらのことから、徳島市における避難可能距離（範囲）は、以下のとおりとする。
避難可能距離（範囲）(m) = (41分 - 10分) × 48m/分 ÷ 1.4 ≒ 1,000m
- 避難困難地域の抽出
避難目標地点まで到達可能な範囲（避難目標地点から1,000mの範囲）を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域とする。

<指定緊急避難場所の指定> ※平成26年3月31日現在

- ・津波避難ビル 637棟（収容可能人数 258, 697人）を指定
- ・緊急避難場所 13箇所（収容可能人数 32, 346人）を指定

第3章 初動体制（職員の参集等）

<職員の配備体制>

大津波警報、津波警報若しくは津波注意報が発表された場合、又は南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の配置体制をとる。

基準	組織体制	配置体制
津波注意報	— 被害状況により災害対策警戒本部に移行	防災関係部局対応
津波警報	災害対策警戒本部 被害状況により災害対策本部（非常第1配置）に移行	本部長（第1副市長） 指定職員
大津波警報	災害対策本部（非常第1配置）	本部長（市長） 指定職員
南海トラフ巨大地震 震度4以上の揺れが長く続き、 津波警報又は大津波警報が発表	災害対策本部（非常第2配置）	本部長（市長） 全職員

<勤務時間外の職員の初動対応>

○津波浸水想定区域内に居住する職員

- ・災害対策本部初動要員に指名された職員 ⇒ 可能な限り市役所に参集
- ・避難拠点初動要員に指名された職員 ⇒ 可能な限り指定された小中学校等の避難拠点に避難し、避難者対応業務に従事
- ・初動要員以外の職員 ⇒ 小中学校等の避難拠点に避難した場合は、避難者対応業務に従事

○津波浸水想定区域外に居住する職員

- ・避難拠点初動要員に指名された職員 ⇒ 指定された小中学校等の避難拠点に参集し、避難者対応業務に従事
- ・初動要員以外の職員 ⇒ 近くの小中学校等の避難拠点に参集し、避難者対応業務に従事

第4章 津波情報等の収集・伝達

<津波情報等の収集>

- ・気象庁は、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表。
- ・予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し非常事態であることを伝える。その後、地震の規模が制度よく求められた時点で、津波の高さを数値で発表。

<津波情報等の伝達>

気象庁が発表する津波情報を受けたときは、次の手段により住民等に情報を伝達する。

- ・防災行政無線（同報系）の手動放送
- ・防災ラジオの割込み放送
- ・広報車・消防車での放送
- ・携帯電話のエリアメール・緊急速報メール
- ・ホームページでの広報
- ・報道機関による放送

※地震発生後、約3分以内の大津波警報・津波警報（発表）の場合は、防災行政無線（同報系）の自動放送

第5章 津波防災教育・啓発

- 学校、地域社会（自主防災組織、町内会等）、事業所等と連携し、津波発生時に円滑な避難を実施するため、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施又は推進。
- 防災士、防災ボランティア等、津波防災教育・啓発の核となる人材を育成する。

第6章 津波対策訓練

- 市が主体となり津波警報等の情報収集・伝達訓練を実施。
- 地域住民等が主体となり津波避難訓練を実施。実践的な訓練が可能となるように、地域ぐるみの実施体制を確立。

第7章 その他の留意点

<観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策>

- 観光施設や宿泊施設の管理者に対し、利用者に対する津波情報の伝達手段を定めておくよう指導に努める。
- 観光客等の地理不案内者に対する対策として、指定緊急避難場所への誘導看板等の設置を推進。

<避難行動要支援者の避難対策>

要支援者が自らの安全は自ら守る自助、地域（民生委員、自主防災組織、町内会・自治会、近隣住民等）の共助を基本とし、市の公助が連携し要支援者への情報伝達や、避難支援体制の整備を図る。

第8章 今後の津波避難対策について

<地区別津波避難計画の策定>

地域ぐるみで円滑な避難ができるように、自主防災組織等を支援し、地区別津波避難計画の策定を推進。

<指定緊急避難場所の確保>

指定緊急避難場所までの距離（範囲）や指定緊急避難場所の収容人数を考慮し、特に避難が困難となる地域を抽出し重点的な津波避難対策を実施。

○津波避難ビルの指定拡充

- ・公共施設の利用
- ・地震連動自動解錠かぎ保管庫の設置
- ・津波避難施設整備費補助

○高台や高い建物が少なく特に避難が困難な地域においては、避難施設の整備を検討。

【避難施設の例】

- ・高速道路を活用した避難場所
- ・津波避難タワー
- ・人工的な高台（盛土）
- ・津波対応型救命艇 等